

=====

GCOE NewsLetter  
[No.27 2009/12/22]

-----

佐藤彰一拠点リーダーの日本学士院会員選出について  
gCOE講演会の開催について  
次回のオープンレクチャーについて  
平成21年度海外派遣大学院生の調査報告  
第23回オープンレクチャーの要約  
グローバルCOE研究教育員ブリーフィング要約

=====

---

■ 佐藤彰一拠点リーダーの日本学士院会員選出について

---

2009年12月14日、名古屋大学グローバルCOEプログラムの拠点リーダーである佐藤彰一特任教授が、日本学士院の新会員に選出されました。

日本学士院は、学術上功績顕著な科学者を優遇するために文部科学省に設置されている機関です。1879年（明治17年）に福沢諭吉を初代会長として創設された東京学士会院を前身とし、定員70名の人文科学部門（第一部）と定員80名の自然科学部門（第二部）から構成されています。第一部第一分科（文学・史学・哲学）における西洋中世史家の選出は、日本学士院の歴史上、佐藤教授が初めてのこととなります。メロヴィング朝フランク王国を専門とする佐藤教授の研究手法は、人文学者としてのテキストの精緻な読み込みと、社会科学者としての諸学の応用の巧みな組み合わせを特徴とします。その実証主義的な成果は、2002年に日本学士院賞を受賞した浩瀚な博士論文『修道院と農民』（名古屋大学出版会、1997年）、『ポスト・ローマ期フランク史の研究』（岩波書店、2000年）ならびに『中世初期フランス地域史の研究』（岩波書店、2004年）に収められています。佐藤教授がナマのテキストと対峙することで浮かび上がらせたポスト・ローマ期社会像は、ローマ時代とカロリング時代という輝かしい時代に挟まれ、相対的に低い評価しか与えられてこなかった当該時代のイメージを一新しました。

佐藤教授の著作は、上記の厳密な実証研究にとどまっているわけではありません。『歴史書を読む—『歴史十書』のテキスト科学』（山川出版社、2004年）では、佐藤教授が長年馴染んだトゥールのグレゴリウスによる『歴史十書』を材料として、従来の史料研究とは一線を画すテキスト科学の具体的作業を披露しました。さらに「ヨーロッパの中世」全8巻の劈頭を飾る『中世世界とは何か』（岩波書店、2008年）では、ユーラシア世界システムの中のヨーロッパ半島という観点から従来の西洋中世像を書き換える斬新な歴史像を提示しました。これらの著作においては、佐藤教授が拠点リーダーをつとめた21世紀COEプログラム「統合テキスト科学の構築」

ならびにグローバルCOEプログラム「テキスト布置の解釈学的研究と教育」で彫琢された学知がふんだんに盛り込まれています。そしていずれも一般向けの啓蒙書でありながら、学問史上の解決すべき点を提示し、読者に知的な問題への参加を誘い、学問をすることの愉しさと厳しさを共有する筆致となっています。

佐藤教授は、以上の研究成果を国内サークルにとどめることなく、英語やフランス語による口頭報告や専門的論文をつうじて、海外の研究者集団に対し積極的に発信しつづけています。また国際学士院連合に属するイギリス学士院やフランス学士院には、これまで佐藤教授が日本に招聘した歴史家が数多く名を連ねています。そのようなネットワークを持つ佐藤教授の会員選出により、日本と世界の学問コミュニティとの連携が今後いっそう加速されるでしょう。それは国際水準の研究と教育をめざす名古屋大学グローバルCOEプログラムにとっても、そして日本の学問の今後のあり方そのものにとっても、大いなる裨益となることが期待されます。

佐藤教授の学士院会員選出をこころよりお慶び申し上げます。

(文責・小澤 実)

---

#### ■ gCOE講演会の開催について

---

日時：2010年1月20日(水) 午後1時30分より

場所：文学研究科大会議室

講演者：ポール・フォーエーカー教授（マンチェスター大学歴史学部長）

題目：‘The ‘Life of St Wilfrid’s’ account of Wilfrid on the Continent. Should we believe it?’

使用言語：英語

---

#### ■ 次回のオープンレクチャーについて

---

2010年1月13日（水）18:00～ 名古屋国際センタービル15F GCOEオフィス

講演者：ゴーベル・ゼーン 准教授（名古屋大学大学院文学研究科・言語学）

題目：「インドネシアのテレビ放送に見る記号、再帰性、真の民族人格性」

使用言語：英語

---

#### ■ 平成21年度海外派遣大学院生の調査報告

---

竹田伸一さん（美学美術史）の調査報告を下記に掲載します。

### 「キリスト教美術における蛇の図像の歴史の変遷」

わたしはキリスト教における蛇に関する文学テキストと図像テキストの変遷を研究対象としている。できるだけ長く多くの場所を研究調査、資料収集するために今回は2009年10月22日から12月5日の45日間、イスラエル、イタリア、オーストリア、ドイツ、フランス、イギリスの6カ国の教会、博物館、美術館、図書館を訪れた。イスラエルではキリスト教美術の原点を確認するため、聖墳墓教会、ヴィア・ドロローサ、イスラエル博物館、バイブルランド博物館、聖書的動物園、生誕教会、ディアスポラ博物館で調査。ヨーロッパの諸都市では蛇に関する図像の歴史の変遷を絵画、彫刻、写本、木版画などにおいて調査した。ヴァチカン美術館ではミケランジェロとラファエロのフレスコ画を調査。ボルゲーゼ美術館ではカラバッジョの絵画を調査。ナポリ国立図書館ではピルロ・リゴリオの写本確認。ウフィツィ美術館ではクラナッハ、ポントルモ、ヴァザーリの絵画を調査。フィレンツェ図書館では1490年イタリア語訳聖書の図像を確認。マゾリーノ、マザッチョ、ウッチェルロのフレスコ画、ギベルティの銅像の調査。シエナでベッキエッタの銅像、クエルチアの彫刻の調査。ボローニャのサン・ペトロニオ聖堂でクエルチアのレリーフの調査。ベネチアのアカデミア美術館とサン・ロッコ同信会でティントレットの絵画の調査。マルチアナ図書館で関連古書の確認。ウィーン美術史美術館ではクラナッハとファン・デア・フースの絵画の調査。ミュンヘンのアルテ・ピナコテークではティツィアーノとルーベンスの絵画を調査。バイエルン図像収集館ではデューラー、クラナッハの版画原本の確認。バイエルン州立図書館では『貧者の聖書』と『救いの鏡』のシェルマークの確認。パリのルーヴル美術館ではマンティエニャとラファエロの絵画を調査。パリ国立図書館では『救いの鏡』の写本の確認。ノートルダム寺院ではマリア像の台座を調査。大英博物館ではデューラーの版画と『貧者の聖書』の原書の確認。オックスフォードのボダリアン図書館ではBible Moraliséeと『救いの鏡』のシェルマークと図像の確認。ミラノのブライデンス図書館では1400年代の聖書原書を確認。今回の海外派遣で教会、絵画、彫刻、写本、木版画、古書の現物に触れる貴重な経験、資料収集ができた。

---

#### ■ 第23回オープンレクチャーの要約

---

2009年12月16日（水）18:00～19:15 名古屋国際センタービル15F GCOEオフィス  
講演者：加納 修 准教授（名古屋大学大学院文学研究科・西洋史学）  
題目：「Festucaは知行の授与の際に用いられたのか—家臣制の象徴儀礼をめぐる一つの試論—」

西洋中世において封建的な主従関係を締結するための儀礼は、次の三段階から構成されていた。すなわち、家臣による意思表示と手の交差からなるオマージュ、接吻

と誓約からなる誠実、そして象徴物を用いた知行の授与である。第三段階で用いられる象徴物の代表とみなされてきたのが、*festuca*と呼ばれる棒や小枝であった。南フランスでは知行の授与の際にこうした象徴物是用いられず、代わりに贈与文書が作成されたこともあり、知行の授与における*festuca*の利用は、北フランスを中心とする封建社会が口承文化に刻印されていたことを示す証拠のように捉えられている。

しかしながら、中世ラテン語辞典における*festuca*とその派生語の用例の調査は、*festuca*が知行の授与に用いられていたとする理解に疑念を抱かせる。実際に、封建制成立以前の時期、すなわちフランク時代において*festuca*は、とりわけ権利の放棄を示すのに用いられていたし、こうした*festuca*の用法は封主・封臣関係の解消の儀礼に受け継がれることになる。*Festuca*が、主君が権利を保持する知行の授与の象徴物へとスムーズに変容したとは考えがたいのである。この点で興味深いのは、イタリアを中心として9世紀後半から、権利の放棄を強く意味しない形で、*festuca*が土地譲渡において使用されるようになる事実である。文字文化のより発展した地中海地域で、*festuca*が再解釈され、場合によっては知行の授与の象徴物になり得た可能性がある。

---

## ■ グローバルCOE研究教育員ブリーフィング要約

---

第17回ブリーフィング（2009年11月26日）

小林智「「出訴期限規則」の運用をめぐる一考察——理論と実務のあいだ」

いわゆる明治民法施行以前、消滅時効に関する実定法規として「出訴期限規則」があり、短期期限を設けていた。その運用は、債務者の正当な債務弁済の事実をその証拠滅失による証明困難から救うことにその制度趣旨を見る理論に拠ったとされる。

その理論は、規則適用の要件に、援用者による債務弁済の申立および期限経過以外の証拠の不存在を要求する。が、その厳格な運用は、たとえば比較的容易な反証の発見により規則適用を妨げ、実定法規の尊重という実務の要請に反するように思われる。

実際、米村壮宣判事は、援用者に債務弁済の申立を要求していない。また、商人同士の売掛に対する6ヶ月の期限設定につき、商取引関係の早期安定のため債権者に権利行使を促す趣旨であるとしている。

そうした米村判事の判決文には、実定法規を尊重することはもちろん、単なる杓子定規の適用に終始せず、その合理的運用を支える理論的理解を獲得する実務家の姿が垣間見える。

次回のメール版NewsLetterの発行は2010年1月中旬を予定しています。

• .....

---

..... •

GCOE「テキスト布置の解釈学的研究と教育」

Hermeneutic Study and Education of Textual Configuration

<http://www.gcoe.lit.nagoya-u.ac.jp/>

---

NewsLetter No.27

発行：GCOE編集部

編集担当：鎌田隆行

Copyright(C) 2009 NAGOYA UNIVERSITY, GRADUATE SCHOOL OF LETTERS

• .....

---

..... •